

# 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです

申込 問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民健康保険の「限度額適用認定証」等は自動的に更新されませんので、**8月1日以降も必要な場合は、再度申請が必要です。**



**申請に必要なもの**

- ・国民健康保険被保険者証
- ・マイナンバーカード（または、通知カードと本人確認書類）  
※本人確認書類……運転免許証、パスポート等顔写真がついた書類  
※窓口に来庁する方が別世帯の代理人である場合は、委任状と、代理人の本人確認書類が必要です。

**注意事項**

- ・国民健康保険料に未納がある世帯や、未申告の被保険者がいる世帯は交付されない場合があります。
- ・世帯員の異動や所得に変更があった場合は、認定証の適用区分が変更になる場合があります。

**●入院時や医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」をご利用ください**

医療機関等の窓口で被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関別の1カ月の窓口支払いが自己負担額までとなります。自己負担限度額に含まれるのは保険診療にかかる医療費のみとなりますので、食事療養費やベッドの差額代などは別に費用がかかります。

※非課税世帯の方は医療費の限度額適用に加え、入院時の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

**ご自分の自己負担限度額をご確認ください**

**70歳未満の方**

所得区分		自己負担限度額（月額）	
		3回目まで	4回目以降
住民税課税世帯	所得901万円超	252,600円 ※医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	140,100円
	所得600万円超～901万円以下	167,400円 ※医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	93,000円
	所得210万円超～600万円以下	80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
	所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

**70歳以上の方**

所得区分		自己負担限度額（月額）	
		3回目まで	4回目以降
住民税課税世帯	課税所得690万円以上	252,600円 ※医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	140,100円
	課税所得380万円以上	167,400円 ※医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	93,000円
	課税所得145万円以上	80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
	課税所得145万円未満など	外来（個人単位） 18,000円	外来+入院（世帯単位） 57,600円
住民税非課税世帯		8,000円	24,600円
住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）		8,000円	15,000円